

## 水戸市空き家等対策における連携協力に関する協定書

水戸市（以下「市」という。）と茨城司法書士会（以下「司法書士会」という。）は、市内の空き家等対策の推進に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、市及び司法書士会が相互に連携協力し、市内の空き家等対策の推進を図ることにより、安全・安心で活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に所在する建築物又はこれに付随する工作物及びその敷地であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの又は常態となるおそれがあるものをいう。
- (2) 空き地 市内に所在する土地で、使用されていないことが常態であるもの又は常態となるおそれがあるものをいう。
- (3) 所有者不明土地 市内に所在する土地で、不動産登記記録等の所有者台帳により、所有者が直ちに判明しない、又は判明しても所有者に連絡がつかない土地をいう。
- (4) 空き家等 空き家、空き地及び所有者不明土地をいう。
- (5) 所有者等 空き家等の所有者又は管理者（相続人を含む。）をいう。

### （協力内容）

第3条 市が、空き家等対策のため、司法書士会に専門的協力を要請した場合、司法書士会はその要請に協力するものとする。

- 2 市は、所有者等から空き家等に関する相談があった場合は、その内容を調査し、必要に応じて司法書士会に協力を依頼することができる。
- 3 市が前項の依頼をする場合は、所有者等の同意を得た上で、当該空き家等に関する調査結果等の情報を司法書士会に提供するものとする。
- 4 司法書士会は、第2項の依頼があった場合は、司法書士会の会員の中から適切な事業者（以下「協力事業者」という。）を選定し、市に報告するものとする。
- 5 協力事業者は、空き家等の状況や所有者等の意向を踏まえた上で、所有者等に対して専門的知見からの適切な助言、提案等を行い、相談内容の解決に努めるものとする。
- 6 協力事業者の業務が完了したときは、協力事業者は速やかにその結果を市に報告するものとする。

### （協力事業者の事前選定）

第4条 司法書士会は、前条の依頼に応じるため、必要に応じて、あらかじめ複数の協力事業者を選定し、市に通知することができる。

- 2 市は、前項の通知があった場合は、前条第2項の規定にかかわらず、当該通知に記載された協力事業者に対して、同項の依頼を直接行うことができる。

3 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同項中「司法書士会」とあるのは、「協力事業者」と読み替えるものとする。

### （経費）

第5条 市が司法書士会に対して支弁する第3条第1項の要請に係る業務に要する費用その他経費等は、その都度、双方で協議し、決定するものとする。ただし、予め基準額を設けることを妨げない。

### （情報の保護）

第6条 司法書士会及び協力事業者は、市から提供を受けた個人情報について、個人の権利利益を侵害することのないよう適切に取り扱うとともに、本協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### （有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結から起算して1年間とする。ただし、有効期限の満了の日までに、双方のいずれもが特段の意思表示を行わないときは、1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

### （協議等）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に関して疑義が生じたときは、双方で協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方が記名・押印の上、各自1通を保有する。

令和元年8月30日

水戸市中央1丁目4番1号

水戸市

水戸市長 高橋



水戸市五軒町1丁目3番16号

茨城司法書士会

会長 藤井里美

